

23-認シス第 0038 号-改 2

2023 年 11 月 15 日(改 2)

2023 年 9 月 25 日(改 1)

2023 年 7 月 27 日

マネジメントシステム認証機関 各位

公益財団法人日本適合性認定協会

CB 認定ユニット

ISO/TS 22003:2013 から ISO 22003-1:2022 への食品安全マネジメントシステム認証
に関する認定の移行要領 (改 2)

1. 適用範囲

本文書は、公益財団法人日本適合性認定協会（以下、「本協会」という）から食品安全マネジメントシステム認証に関する認定を受けている認証機関（以下、「認証機関」という）に対し、ISO/TS 22003:2013（以下、「旧基準」という）に基づいた ISO 22000:2018 の認定から ISO 22003-1:2022（以下、「新基準」という）に基づいた ISO 22000 : 2018 の認定へ移行するために行う審査（以下、「移行審査」という）に適用する。

2. 関係文書

2.1 引用文書

次に挙げる基準は、別途定める場合をのぞき、変更することなく適用する。

JAB 200 認定マニュアル

2.2 移行審査の基準

次に挙げる基準は、食品安全マネジメントシステムに関する認定の新基準として、認証機関の移行審査及び関連する認定活動に適用する。

- ・ ISO 22003-1 : 2022（2022 年 6 月発行）
- ・ IAF MD27:2023 Issue 1 Transition Requirement for ISO 22003-1:2022*
※ 2023 年 8 月 30 日付にて、当該移行審査に関する IAF MD 文書が発行されました。これに伴う本移行要領の内容変更はありません。なお、当該 IAF MD 文書の参考訳は本協会ウェブサイトにて公開しています。

2.3 関連文書

- ・ ISO TS 22003 : 2013 から ISO 22003-1 : 2022 への食品安全マネジメントシステム認証に関する認定の移行要領 - 補足文書 -

3. 移行の手順

認証機関は、次の要領で移行審査を受けなければならない。

3.1. 移行期限

移行期限は、2024年12月31日とする。

既存の旧基準に基づく認定からの継続性を確保するために、2024年12月31日までに新基準に基づく認定の決定が行われていなければならない。移行期限までに新基準に基づく認定に移行できない場合は認定を取り消す。

2025年1月1日以降は、旧基準に基づく認定は無効となる。

3.2 移行審査の時期

3.2.1 移行審査の開始

認証機関は、以下に示す移行関連文書の提出時期を、2023年8月31日までに本協会に通知すること。この通知先は、3.2.2に示すE-mailによる。

本協会は、2023年9月1日から2023年10月31日の間で、移行関連文書の提出を受け付け、受付が完了した認証機関から順次審査を開始する。

なお、移行審査は、すべての証拠文書の受領後に開始する。

2023年10月31日までに提出が間に合わなかった場合は、文書の提出時期を別途調整する。

また、本協会によるISO 22000:2018の認定のみを有している認証機関の場合は、移行関連文書の提出期限は、2024年6月30日とする。

3.2.2 移行関連文書の提出

移行審査申請時には以下の移行関連文書を提出すること。

注：別途IAFから発行される予定の **Transition Requirement for ISO 22003-1:2022 (Mandatory Document)** に追加確認事項が付された場合には、追加の文書の提出を求めることがある。

- a) ISO/TS 22003:2013 から ISO 22003-1:2022 への変更を網羅する差分分析資料
- b) 認証機関の移行または実施計画資料（差分分析結果を踏まえ、認証機関のマネジメントシステムにおいて特定されたあらゆる不備に対するアクションプラン及び実施状況の資料）
- c) 次の(1)～(5)の事項に留意し、全ての新基準の要求事項が認証機関のマネジメントシステムに反映されていることを示す文書または記録（含む、新基準に対応したシステム文書、新基準とシステム文書との対照表）

- (1) ISO 22003-1 : 2022 要求事項
- (2) 新基準及び移行プロセスに関する要求事項
- (3) 新基準に関する被認証組織への通知情報
- (4) 認証機関の全ての要員に対する教育・訓練（手順及び記録）
- (5) 認証審査員の資格（手順及び記録）

d) 認証の移行計画

提出先は次のとおり

公益財団法人 日本適合性認定協会

CB 認定ユニット CB 業務担当 クライアントサービス担当

E-mail: cs-cb@jab.or.jp

移行期限の 4 か月前までに移行審査（文書レビュー）が完了していない場合、新基準に対する認定の移行の決定が移行期限までに行われず、移行期限までに移行できない可能性がある。

3.3 移行審査

3.3.1 移行審査の方法

本協会は、文書レビューにより、システム文書変更状況を確認する。文書レビューにて追加で確認が必要な事項が生じた場合、別途、現地又は遠隔での事務所審査を計画する可能性がある。

3.3.2 標準審査工数

移行審査にかかる工数は、標準的に次のとおり。文書レビューの結果によっては工数を増加させることがある。

移行審査の種類	文書レビュー	事務所審査 (該当の場合)
臨時審査	1.0 人日	(審査内容による)

3.3.3 移行審査報告

移行審査報告は JAB 200 の 6.8 に準じて行う。

3.3.4 不適合

不適合の処置は、JAB 200 の 6.9 及び 11 に定める手順にて取り扱う。

認定基準に新基準を含む認定が授与されるに先立ち、すべての不適合は解決されていなければならない。

3.3.5 認定の移行に関する決定及び認定の授与

認定の移行に関する決定は、認定委員会が移行審査の結果に基づいて行う。本協会は認定委員会の決定を認証機関に通知し、認定証の改訂を行う。

4. 認定移行後の対応

本協会は、認定移行後、新基準に基づく運用状況を確認可能な定期審査（事務所審査）にて当該運用状況を確認する。

5. 新たに認定を申請する認証機関

本要領書発行後の食品安全マネジメントシステム（ISO 22000:2018）に関する初回及び拡大認定申請の受付は、新基準に基づくもののみとする。

以上